

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	児童福祉法施行規則
根拠条項	第6条の11第2項
許可等の種類	保育士試験の一部科目免除
法令の定め	<p>児童福祉法施行規則第6条の11第2項</p> <p>都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、厚生労働大臣の指定する学校その他の施設において、その指定する科目を専修した者に対しては、その申請により、当該科目の受験を免除することができる。</p> <p>児童福祉法施行規則第6条の10</p> <p>保育士試験は、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。</p> <p>2 筆記試験は、次の科目について行う。</p> <p>(略)</p>
審査基準	審査基準が法令の定めに尽くされているため。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター (電話番号：0120-4194-82)
申請先	同上
問い合わせ先	一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター (電話番号：0120-4194-82)、 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育人材係 (電話番号：011-204-5236)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)